新型コロナウイルスの感染拡大により、本市が、「まん延防止等重点措置」の措置区域とされ、要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が延長されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。

【対 象 者】　市内に事業所があるタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）及び自動車運転代行業者　28事業者

【給付要件】　令和３年８月30日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。　等

【給付金額】　8,400千円　Ａ（負担金補助及び交付金）

　　　　　　　タクシー事業者　　　１台あたり最大42千円（日額３千円×14日）

　　　　　　　自動車運転代行業者　１台あたり最大70千円（日額５千円×14日）

　　　　　　　※１事業者につき、給付金額の上限は1,050千円

【申請開始】　令和３年９月中旬予定

【事務費】　30千円　Ｂ（消耗品費、通信運搬費、手数料）

○　新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では市内中小企業者等を対象に、第１期、第２期の事業継続支援給付金給付事業を実施し、現在も第３期の給付事業を実施しているところである。

　　また、８月上旬には東京都外５府県に緊急事態宣言、14道府県にまん延防止等重点措置が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、本県においても８月６日にステージⅢに引き上げられていた感染拡大の警戒基準が、８月13日にはステージⅣに引き上げられ、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、８月16日から８月29日までの２週間、本市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。

さらに、８月17日には本県に対し、国の「まん延防止等重点措置」の適用が決定され、８月20日から９月12日まで、本市を含む県内３市が措置区域と指定されたことに伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請の延長に加え、新たに酒類の提供やカラオケ設備の利用停止が要請された。

新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでも大きな影響を受けてきたタクシー事業者及び自動車運転代行業は、営業時間短縮要請の延長により、更なる影響を受ける。

**事業の概要**

（Ａ＋Ｂ）

事業費：8,430千円

**事業の背景**

商工観光部商工振興課

Ｒ３事業継続支援給付金給付事業

【タクシー事業者等緊急支援型（第４期）】